

四季の歌

心映の投句
俳句・短歌教室の詠歌紹介

※原稿どおりに掲載しています。

落の臺句会

購へり試食につられ蓬餅
誰忍ぶ塩地の森の落し文
一斉に靡く白茅や銀狐
合歡の花生きる証しの淡き色
篝火に鮎の影追ふ鶉の鬨志
手作りの五月人形陶の艶

大井 良治
落合 東太
香月 眸
藤井耿之介
山本ひろし
高津 澄子

互選

川渡る神輿勇壯風を切る
長寿村黄金浄土の麦の秋
なかんづく柿の若葉の輝けり
ちかちかと消えては光るほたるかな
車椅子後押す力雲の峰
花は葉に昭和は遠き傘寿かな

豊田 保
浜 ちどり
馬郡 京子
藤本 鈴子
山本ヨシ子
山田 花子

建部三由紀選

足取りも軽き白靴旅に出る
船旅やサマードレスを靡かせて
薫風も生地に混ぜ込みパン工房
過疎村となりても元氣麦の秋
太鼓打つ静から動へ荒神輿
お茶好きの母に供へる新茶かな
古里の祭に元氣賞ひけり
渡し船先導切って夏つばめ

清原サヨ子
高二西田 咲笑
西田 真美
二宮 正人
桂 啓子
安永より子
岩井 童子
選者 吟

鬼杉赤池俳句教室

建部三由紀選

福智の風

▶ 今月の特集は「命を守るために」。私は、普通の日常が近くにありすぎて、ぼやけて見えているような気がしました。そこでみなさんには日常を一步下がったところから見つめ直し、今回の特集を読んでいただきたいです。「失ってから気づく」じゃ遅い。大事なものを守るために「防災」を見つめ直しませんか。(和佐)

▶ 全コンの授賞式で秋田県横手市を訪れた私。式典後の隙間時間に、秋田県の伝統的工芸品である樺細工と川連漆器の産地を訪問。職人さんに各々の歴史や魅力を教えて教えていただいたことで購入品への愛着が増し、永く使い続けたいという気持ちに。大量生産・消費の時代だからこそ価値が光る一点物!大切にします(仮屋)



中原商会 株式会社
中原 純二さん



福智町伊方で「笑顔をうむ塗装屋さん」として塗装業の会社を営む傍ら福智町消防団5分団の分団長を8年務めている中原さん「第5分団長として福智町消防団をもっと盛り上げていき、みなさんの安心と安全を守っていきながら、地域活性化を行っていきたい」と意気込みました。

保険料決定通知書を7月上旬に発送

※保険料は原則として年金から天引きされますが、条件により、天引きできない人や加入した当初の人は納付書や口座振替で納付をお願いします。

8月から

被保険者証が 新しくなります。



現在の被保険者証の有効期限は、**令和6年7月31日**まで。8月1日から使用できる被保険者証(水色)は、7月下旬にお住まいの市(区)町村から郵送します。8月1日以降に受診されるときは、新しい被保険者証を医療機関の窓口へ提示してください。7月31日までに新しい被保険者証が届かない場合は町役場窓口へお問い合わせください。

後期高齢者医療のお知らせ

高齢者がい福祉課 高齢者医療係

02217762

Check 1 令和6年度 保険料額の算出方法 (1人あたりの年間保険料額)

$$\text{保険料(年額)} \begin{matrix} \text{上限80万円} \end{matrix} = \begin{matrix} \text{均等割額} \\ 60,004円 \end{matrix} + \begin{matrix} \text{所得割額} \\ (\text{総所得金額等} - 43万円^{*1}) \\ \times 11.83\% (\text{所得割率}^{*2}) \end{matrix}$$

※1:「43万円」は「基礎控除額」ですが、合計所得金額が2,400万円を超える場合は異なります。
 ※2: 令和6・7年度の保険料率改定に係る制度改正の影響をふまえ、低所得者層等の負担増に配慮し、下記の激変緩和措置が講じられます。制度改正の詳しい内容については、当初保険料額決定通知書に同封するリーフレットにてお知らせします。
 賦課限度額: 昭和24年3月31日以前に生まれた者、令和7年3月31日までに障がい認定により被保険者の資格を有している者は73万円。
 所得割率: 令和5年中の基礎控除後の総所得金額等が58万円を超えない者の所得割率は11.02%になります。

Check 2 令和6年度の保険料軽減措置 (均等割の軽減)

世帯の所得に応じて均等割額(60,004円)が軽減されます。

対象者の所得要件 (同一世帯内の被保険者および世帯主の軽減対象所得金額の合計額)	軽減割合 (均等割額の年額)
43万円(基礎控除額) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) ※3 以下	7割(18,001円)
43万円(基礎控除額) + 29.5万円 × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) ※3 以下	5割(30,002円)
43万円(基礎控除額) + 54.5万円 × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) ※3 以下	2割(48,003円)

※3 下線部の計算式は、同一世帯内の被保険者または世帯主が、給与所得または公的年金等に関わる所得を有する場合に適用されます。

令和6年度 12月2日より被保険者証は廃止となります。

令和6年度 12月2日より被保険者証は廃止となります(限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証も同様に廃止となります)が、今回お送りする被保険者証は記載されている有効期限まで使用できます(転居等、被保険者証の内容に変更があった場合は変更日以降使用できません)。有効期限以降はマイナ保険証(健康保険証の利用登録がなされたマイナンバーカード)をご使用いただくか、マイナ保険証をお持ちでない等の場合は市区町村よりお送りする資格確認書をご使用いただくことになります。

